

清水マリーンフェスティバル実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、清水マリーンフェスティバル実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、海洋スポーツを通してより多くの人々に海に対する理解と認識を深め、海に親しんでもらうために、清水マリーンフェスティバルの開催準備及び大会運営を円滑に行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大会開催に必要な総合的な調査及び計画に関すること。
- (2) 大会の施設に関すること。
- (3) 大会の運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織 等

(組 織)

第4条 本会は、次の機関及びチームの代表者等（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 静岡市
- (2) NPO 法人清水港ヨット協会
- (3) 羽衣レガッタ競漕参加チーム
- (4) その他、実行委員長が必要と認める者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 監 事 2名

2 実行委員長は、委員の互選によって定める。

3 副実行委員長、監事は、委員の中から実行委員長が指名する。

4 監事は、本会の外部から選任できるものとする。

(役員の仕事)

第6条 実行委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が欠けたとき又は事故あるときは、これを代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員及び委員の任期は、特に定めない。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び委員が就任時の機関及び団体の役職等を離れた場合においては、その後任者が務めるものとする。

(会長と顧問)

第8条 本会とは別に、大会の会長と顧問を置くことができる。

(1) 会長は、実行委員長が委嘱する。

(2) 顧問は、実行委員長が委嘱する。

第3章 会 議

(本会の会議)

第9条 本会の会議は、委員で構成する。

2 本会の会議は、実行委員長が招集し、議長となる。

3 本会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 大会の開催計画及び企画運営に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 本会則の制定及び改廃に関すること。

(4) その他、本会の目的を達成のために必要な事項に関すること。

4 会議の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 実行委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(専決処分)

第10条 実行委員長は、会議で議決すべき事項について、緊急を要する場合は、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、実行委員長はこれを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(専門部会)

第11条 本会の円滑な運営を図るため、本会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、大会開催に必要な事項について、調査・審議し、実行委員長に具申する。

3 部長は実行委員長が指名する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(専門班会)

第12条 本会の円滑な運営を図るため、羽衣レガッタ競技運営部内に専門班会（以下「班会」という。）を置くことができる。

2 班会は、大会開催に必要な事項について、調査・審議し、部長に具申する。

3 班長は部長が指名する。

4 班会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

第4章 処 務

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するためにの事務局は、実行委員長が指定する住所に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

第5章 会 計

(経 費)

第14条 本会の事業に必要な経費は、協賛金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 本会の収支予算については、本会の承認を得なければならない。

2 本会の収支決算については、監事の監査を経て、本会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補 則

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成3年5月22日から施行する。

この改正会則は、平成7年5月12日から施行する。

この改正会則は、平成11年4月27日から施行する。

この改正会則は、平成15年4月1日から施行する。

この改正会則は、平成18年4月14日から施行する。

この改正会則は、平成22年3月3日から施行する。

この改正会則は、平成27年4月10日から施行する。

清水マリンフェスティバル実行委員会 専門部等規約

第1章 専門部等

(専門部)

第1条 清水マリンフェスティバル実行委員会の事業を円滑に推進するため、次の専門部を置く。

- (1) ヨット体験乗船部
 - (2) 羽衣レガッタ競技運営部
 - (3) 式典運営部
 - (4) 会場設営部
 - (5) 救護部
 - (6) 広報・渉外部
 - (7) 海上警備部
- 2 各部には、部長1名、副部長若干名、委員若干名を置くことができる。
 - 3 部長は、部会を代表し、部会を総理する。
 - 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代理する。
 - 5 専門部の副部長及び委員は、部長が指名する。
 - 6 専門部は、競技運営開催に係る事項を調査審議する。
 - 7 専門部に関する必要な事項は、実行委員長が別に定める。

第2章 羽衣レガッタ競技運営部

(専門班)

第2条 羽衣レガッタ競技運営部の事業を円滑に推進するために、次の専門班を置く。

- (1) 参加者対応班
 - (2) 競技準備班
 - (3) 審判班
 - (4) タイム計測班
 - (5) レース記録班
- 2 各班には、班長1名、副班長若干名、班員若干名を置くことができる。
 - 3 班長は、班会を代表し、班会を総理する。
 - 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、これを代理する。
 - 5 専門班の副班長及び班員は、班長が指名する。
 - 6 専門班は、競技運営に係る各担当事項について調査審議する。
 - 7 専門班に関する必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成3年5月22日から施行する。
この改正規約は、平成7年5月12日から施行する。
この改正規約は、平成11年4月27日から施行する。
この改正規約は、平成15年4月1日から施行する。
この改正規約は、平成18年4月14日から施行する。
この改正規約は、平成22年3月3日から施行する。
この改正規約は、平成27年4月10日から施行する。